

# 第511回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和6年8月21日（月）午前10時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、竹村友里、松田拓実

使用者代表委員 柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、柘植労働基準部長、中村賃金室長、  
大橋賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

## 2. 審議事項

- (1) 運営小委員会の審議結果について
- (2) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）
- (3) 奈良地方最低賃金審議会の改正の意見に関する異議申出について
- (4) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【大橋補佐】

それでは、定刻になりましたので、第511回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、伊東会長及び小西委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長がご欠席のため、下山会長代理、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### 【下山会長代理】

本日は御多忙のところ、ご出席を頂きありがとうございます。ただ今から、第511回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は、「公開」で始めますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の議事録の署名人を指名します。

私の他に、

労働者側からは、竹村（たけむら）委員

使用者側からは、西田（にしだ）委員

よろしくお願いいたします。

それでは、

#### 議題（1）「運営小委員会の審議結果について」

の審議に入ります。

これにつきましては、8月5日開催の本審におきまして、3つの特定最低賃金の改正の必要性の有無について、奈良労働局長から「諮問」をお受けしたところでございます。

その「改正の必要性の有無」の検討につきましては、運営小委員会に付託したところ、運営小委員会で結論が出ましたので、審議結果について、委員長代理である私からご報告いたします。

では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

### 【下山会長代理】

3つの特定最低賃金の改正の必要性につきまして、運営小委員会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり「改正の必要性有りとすることはできない」との結論となりましたので、ご報告いたします。

なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から、報告文を読み上げてください。

### 【中村室長】

はい、それでは、ただ今お配りした報告書「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につい

て」を読み上げます。

着座にて読み上げさせていただきます。

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したため報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾 松田 拓実 本村 秀史

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

なお、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」と「奈良県自動車小売業最低賃金」につきましては、同じく「改正の必要性有りとすることはできない」ということですので、報告文の配付をもちまして、ご報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

#### 【下山会長代理】

ありがとうございました。

ただ今、事務局から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして運営小委員会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過につきまして、事務局から簡潔に説明してください。

#### 【中村室長】

それでは、運営小委員会における審議経過につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

3つの特定最低賃金について、労働者側委員からは「その必要性がある理由」が述べられ、使用者側委員から「その必要性が無い理由」が述べられましたが、労使の主張の隔たりは埋まらず、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致を得られず、3つの特定最低賃金すべてについて、「改正の必要性有りとすることはできない」という結論に至りました。

運営小委員会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

#### 【下山会長代理】

ただ今の運営小委員会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

特に意見は無いということですので、これをもちまして「運営小委員会の審議結果について」を終わります。

それでは、これらの報告書を踏まえまして、

議題 (2) 「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について (答申)」

の審議に入ります。

報告内容は、運営小委員会として慎重に審議していただき、全会一致に至らなかった結果でございますので、本審議会といたしましても、「3つの特定最低賃金ともに『改正の必要性有りとすることはできない』との結論に達した」ということで、奈良労働局長あて「答申」したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これにつきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問がないようですので、当審議会といたしましては3つの産業の奈良県特定最低賃金を一括して「改正の必要性有りとすることはできない」ということで、奈良労働局長あて「答申」いたします。

それでは、事務局にて「答申文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

**【下山会長代理】**

「答申文」案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

**【中村室長】**

はい、「答申文」案を読み上げます。

(案)

令和6年8月21日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和6年8月5日付け奈労発基0805第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとする事はできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）

以上でございます。

**【下山会長代理】**

ありがとうございました。

ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問なし）

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって「答申文」としますので、案の文字を消してください。

それでは、「答申文」が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思

います。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。準備ができるまでの間、しばらくお待ちください。

**【中村室長】**

それでは、「答申文」を準備しますので、しばらくお待ちください。

**【中村室長】**

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」を受け渡しします。

下山会長代理から橋口局長あて「特定最低賃金の必要性有無の答申文」をお渡し願いますので、それぞれ、奈良労働局ボードの位置までご移動をお願いします。

それでは、下山会長代理、「答申文」をお渡しください。

(下山会長代理より橋口局長に対し、「答申文」が手渡された)

**【中村室長】**

それでは、下山会長代理、橋口局長は、座席にお戻りください。

**【下山会長代理】**

それでは、事務局は「答申文」の写を委員の皆さん、傍聴人の皆さんに配付してください。

**【中村室長】**

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の橋口から謝辞を申し上げます。

**【橋口局長】**

橋口でございます。最低賃金審議会の委員の皆様、一言、お礼を申し上げたいと思います。

ただ今、3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして、「必要性有りとすることはできない」とのご答申をいただきました。

運営小委員会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中であって、大変慎重、そしてまた真摯かつ熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

公益委員、労働者側委員、使用者側委員の三者の委員の皆様方におかれましては、引き続き、奈良地方最低賃金審議会の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜ればというふうにご考えております。

本日、ご答申いただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げまして、大変簡単で

はございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### 【下山会長代理】

それでは、これをもちまして、「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の答申を終わります。

それでは、続きまして、

議題（3）「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」

の審議に入ります。

前回の本審において、奈良県最低賃金の改正決定について「答申」したところですが、これに対し、8月13日に「奈良さわやかユニオン」から、8月20日に「奈良県労働組合連合会」及び「ならコープ労働組合」から異議申出書の提出がございましたので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

#### 【中村室長】

それでは、ご説明させていただきます。

ただ今、下山会長代理からご説明がございましたが、添付資料のNo.1のとおり、8月13日に、「奈良さわやかユニオン」福井委員長より「奈良県最低賃金の答申額に対する異議申し立て書」、添付資料のNo.2、No.3のとおり、8月20日に、「奈良県労働組合連合会」松本議長より「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書」及び「ならコープ労働組合」松本執行委員長より「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書」のとおり、奈良県最低賃金の改正決定にかかる異議申出書の提出がございました。

#### 【中村室長】

それでは、すでにお配りしている資料No.1からNo.3の「異議申出書」を読み上げまして、異議申出の内容の説明にかえさせていただきます。

奈良労働局長 殿

2024年8月13日

奈良県天理市守目堂町96-1

奈良さわやかユニオン

委員長 福井 義博



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示（令和6年8月5日）に基づき、奈良県最低賃金の答申額は低すぎるため、異議を申し立てます。

#### 異議申立の理由

1 本年度の奈良県の最低賃金50円の引き上げは、5.34%の引き上げであり、年間の物価上昇率3.1%を上回ったことは評価する。しかし、もともとの基準が低すぎるのであり、年間2000時間働いても、1,972,000円と200万円以下の賃金となる。年収200万円以下は、ワーキングプアと呼ばれ、働いていても生活保護水準以下の生活しかできない。再度協議して、答申額を引き上げるべきである。

2 都会と地方の地域間格差を固定しており、若者の人口流出が止められない。ひいては地域経済の衰退を招く。全国一律にすべきと考えるが、現実的には、数年の経過措置を設けることとして、Aランクとの格差を埋められる答申額にすべきである。ただし、最低賃金の引き上げに伴い、零細・中小企業への支援は欠かせない。業務改善助成金はまだまだ利用しにくいので、奈良県の地元企業が利用しやすい制度は何か、調査をしていただきたい。

3 審議の核心部分が公開されていないため、なぜこの答申になったかわからず、大多数の労使双方は異議申し立ての機会を失っている。審議を公開して、奈良県民の世論に配慮しながら再度審議すべきである。

続きまして、資料No.2。

2024年8月20日

奈良労働局  
局長 橋口 忠 殿

奈良県労働組合連合会  
議長 松本俊一

奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

8月5日、奈良地方最低賃金審議会は、50円の引き上げで時間額986円との答申を行いました。今年の中央審議会はABCランクいずれも50円との目安を示しました。近畿圏はAランク（大阪）とBランクに属しており、1000円を超える地方は6つのうち4つとなり、奈良県は1000円を下回る結果となりました。目安に対しプラスを答申した地方が22（8月17日現在）で、1～8円のプラスを示しています。近畿ではBランクの兵庫が3年連続で目安+1円を答申し、大阪、京都との格差を縮め、1052円としています。各地方の審議会の判断で格差解消する方向で、目安に上乘せする努力がなされました。

奈良においては、従来から課題となっている近畿圏内での格差については、根本的な改善にはつながらず、1000円以上になっている府県から見ると、その差は目立つものとなりました。最低賃金を大幅に引き上げ、早期に格差是正、賃金改善となるよう求めます。

日本の賃金は、国際的にも低く抑えられ続けてきたことが、国民には周知のこととなっています。国際的に労働者の移動がおこなわれている現状の下、若者が時給の高い海外に働きたいと思うようなワーキングホリデーという制度も知られています。最低賃金の水準はその地域の賃金レベルに影響します。しかし、単にこれは、最低賃金が地方間格差の問題だけではなく、日本の労働者の賃金水準を底上げするという重大な責務を持っていると言わざるを得ません。

若者は賃金額が低く、奨学金の返済に追われ、親からの独立を躊躇します。時間給で働く非正規労働者も貯蓄ができず、いずれ受け取る年金支給額にも影響するといわれています。全労連が27の地方で調査した最低生計費試算調査（2022年6月）では、単身で生活するために必要な賃金は、月額で約24万円、月に150時間労働とする計算で1500円以上は必要となります。これは都市でも地方でも同じという結果です。

地方経済の疲弊、賃金水準の高い都市部への働き手の流出の問題も解決の糸口が見えません。

今回の答申は、1000円に到達せず、低いものです。ましてや1500円なければ人間らしい生活ができない、それは都市部や山間部に拘わらず、日本のどこに住んでいても、残業無しで安心して暮らせる賃金を得たいというのは、働く人たちの切実な願いです。よって、強く大幅な引き上げに向けて再審議を求めます。

奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来を左右する最低賃金が果たす役割は大きく、労働者の賃金改善の期待が高まっています。最低賃金大幅引き上げの社会的貢献度を斟酌し、再審議を求めます。

## 記

1. 今年の答申で示された986円は、1000円に及ばず、格差と貧困を解消する額とはなりません。大幅な引き上げを求めます。
2. 早期に全国一律最低賃金制の確立で、地域格差解消の実現を求めます。
3. 大阪、京都、兵庫、滋賀は1000円を超え、近畿圏内で奈良県との格差が拡大しています。1日も早く1000円に到達し、1500円まで引き上げることができうる見通しを含

めて再審議を求めます。

4. 地域経済の活性化のため、対策を苦慮する中小企業への支援金の増額や支援策の強化、相談窓口の拡充などを意見として国に上げるよう求めます。

以上

続きまして資料No.3。

2024年8月20日

奈良労働局 殿

奈良地方最低賃金審議会 殿

ならコープ労働組合

執行委員長 松本俊一

### 奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改正に当たって、審議会より答申された引き上げ額は50円と中央最低賃金審議会で示された目安引き上げ額50円と同額にとどまりました。このままでは近隣の大阪府や京都府との格差は縮まらず現状維持のままです。

ならコープは大阪、京都との隣接地に5店舗を構えており雇用関係に大きな影響があります。非正規労働者が多く最低賃金の影響が大きいため、募集しても人がなかなか集まらず、雇用が安定しません。実際どの店舗も人員不足により休みすらまともに取れないなど、労働環境の悪化から離職が続くという悪循環が続いています。

奈良県経済を正常に回し活性化させるためには地域間格差をなくす必要があります。そのためには、中央目安のランク差を上回って更に1円でも多く引き上げその差を縮小していく必要があります。そして、その先に、全国一律最低賃金制の確立が見えてきます。実際に今年度は、目安引き上げ額を6円上回る答申に踏み切っている県もあります。

また、例え50円引きあがっても奈良県の最低賃金時給はまだ986円です。人間らしい暮らしをするには、都市部や山間部にかかわらず、最低でも時給1500円以上が必要です。

このままの引き上げペースでは、来年度でもまだ政府が目標としている1000円にさえ届きません。奈良地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、他府県より更に踏み込んだ大幅な引き上げを求めます。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来をどうするのかという観点で、最低賃金が果たす役割を強く認識していただき、社会的貢献度を斟酌し、再検討を求めます。

記

- ① 今年の答申で示された986円は、貧困と格差を解消する額とはなりえず、大幅な引き上げを求めます。
- ② 全国での格差は依然そのまま改善されません。近畿各府県レベルでも格差はそのまま、その影響は深刻です。早期に全国一律最低賃金制の確立を求め、地域格差解消のための再審議を求めます。
- ③ 1日も早く1000円に到達し、1500円まで引き上げることができうる見通しを含めて再検討を求めます。
- ④ 中小企業支援策の強化、地域の経済状況の活性化のための奈良労働局としての提言も含め、検討いただき、その拡充を厚生労働省あてに上げるよう求めます。

以上

異議申出の内容は以上のとおりですが、説明を続けます。

異議申出がございました場合は、最低賃金法第11条第3項の規定によりまして、都道府県労働局長は、その申出について最低賃金審議会に意見を求めなければならないことになっております。

そこで、この規定に基づきまして、「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」に対する意見を求めるために、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて「諮問」をさせていただきます。

奈良労働局長の橋口から下山会長代理に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長代理、橋口局長ともに、奈良労働局ボードの位置まで移動をお願いします。

**【中村室長】**

それでは、橋口局長、下山会長代理に「諮問文」をお渡しください。

(橋口局長より下山会長代理に対し、「諮問文」が手渡された)

**【中村室長】**

それでは、下山会長代理、橋口局長ともにお席にお戻りください。

**【下山会長代理】**

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

**【中村室長】**

それでは、「諮問文」の写を委員の皆さんにお配りしますので、しばらくお待ちください。

**【中村室長】**

内容を確認していただくため、私から「諮問文」を読み上げます。

奈労発基0821第1号

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長

橋口 忠

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、奈良さわやかユニオン（委員長 福井義博）から2024年8月13日付けをもって、奈良県労働組合連合会（議長 松本俊一）及びならコープ労働組合（執行委員長 松本俊一）から、2024年8月20日付けをもって最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

### 【下山会長代理】

ただ今、「諮問文」の内容を読み上げていただき、その内容を確認しました。

また、異議申出の内容は、先ほど事務局から読み上げていただいたとおりです。

そこで、この異議申出の取扱いにつきまして、労使双方の委員の皆さんから、それぞれご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側委員の皆さんからご意見をお聞かせいただけますか。

それでは松田委員、お願いいたします。

### 【松田委員】

労働者側の松田です。

3つの団体から異議申立ていただきました内容をみさせていただきましたが、労働者側といえども主張していた内容に通ずるものがたくさんありまして、理解できる部分も多くあった内容かと思えます。

今回の審議会の中でも労働者側としましては中賃でも尊重された生計費というところ、やはり最低賃金近傍で働く人々にとって一番影響のある部分というところも中心に、地域間格差であったり、実際に募集されている求人額等も含めたデータを用いて審議も行わせていただきました。また、奈良県においては昨年の答申の結果に付帯事項として地域間額差の解消というところも三者合意したものがあります。そういった中での本審議の中で最終的な全国の結果をみますと、異議の内容にありましたとおり、B ランクでも58円の引上げが行われている県があったり、近畿においては兵庫、和歌山が51円と格差や額差を是正する動きが行われている現状がみられる中、奈良県は目安どおりという結果になったことに対しましては残念な部分があります。しかし、今回目安額50円と、奈良県でも5.34%の引上げ額という大幅な引き上げがあった中で、公労使3者で真摯に議論を進めてきた結果ということに関しましてはしっかりと尊重していきたいと考えておりますので、審議で決めたこの内容を尊重したいと思います。

以上です。

### 【下山会長代理】

ありがとうございました。労働者側委員の皆さん、他にご意見はございますか。

(他に意見なし)

続きまして、使用者側委員の皆さんからご意見をお聞かせいただけますか。

では松岡委員、お願いいたします。

**【松岡委員】**

使用者側委員の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

使用者側としましても、専門部会でしっかりと議論していただき、また、本審でもきっちりと審議させていただいた結果でございます。今回の再審議に関しましては特に必要性ないと思っております。

以上でございます。

**【下山会長代理】**

ありがとうございました。使用者側委員の他の皆さん、ご意見はありますでしょうか。

(他に意見がなし)

ありがとうございました。ただ今、労使双方の委員の皆様からご意見をお伺いしました。

すでに両委員からご意見ございましたとおり、そもそも、8月5日に当審議会が奈良労働局長に答申いたしました「奈良県最低賃金の改正決定」の内容につきましては、十分に調査審議を尽くした結果でございます。もちろん、いろんな過程もあり、いろんなご意見も出たことは事実ではございます。

また、異議申出の内容につきましても、7月29日開催の第509回審議会の奈良県最低賃金の改正決定に関する「関係労使からの意見聴取」において、「奈良県労働組合連合会」の代表者の方が発言された内容と比べても、特段に目新しい主張はなく、「奈良さわやかユニオン」含めいずれも新たな事実に基づいてなされたものではないと考えます。

つまり、異議申出の内容は、既に調査審議済みということですが、

よって、8月5日に行いました「答申」のとおりの内容で決定することが適当であると考えますが、皆さん、いかがでしょうか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問がないようですので、答申のとおりの内容で決定することといたしますが、異議のある方はいらっしゃいますか。

(異議がないことを確認)

それでは、これをもって8月5日の「答申」のとおりの内容で決定します。

それでは、事務局にて準備をお願いしておりました「答申文」案を、各委員にお配りいただき、事務局から読み上げてください。

**【中村室長】**

それでは、本日の諮問に対する答申文「奈良県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）」案をお配りいたします。

**【中村室長】**

それでは、「答申文」案を読み上げます。

令和6年8月21日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日に、貴職から、同月5日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良さわやかユニオン、奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。



## 記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

### 【下山会長代理】

ありがとうございました。委員の皆さん、ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問がないようですので、この内容をもって「答申文」とし、奈良労働局長へ答申することといたします。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。  
準備ができるまでの間、しばらくお待ちください。

### 【中村室長】

それでは、「答申文」を準備しますので、しばらくお待ちください。

### 【中村室長】

お待ちいただいている間に、事務局から一点ご報告がございます。ただ今ご審議いただきましたとおり、前回8月5日開催の第510回本審におきまして、奈良県最低賃金額を986円に改正、発行日を令和6年10月1日とする内容でご答申いただいていたところではありますが、その際、事務局の方で作成いたしました「答申文」別紙1における「効力発生の日」を、本来「令和6年10月1日」と記載すべきところを「法定どおり」と誤って記載しておりました。失礼いたしました。以上です。

### 【下山会長代理】

ただ今、事務局から報告がありました件について、事務局に「訂正文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配布してください。

**【下山会長代理】**

ただ今お配りしました「訂正文」案のとおり8月5日付答申文を訂正してよろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、案のとおり、8月5日付答申文を訂正することとします。

**【中村室長】**

お待たせしました。

それでは、本日ご審議いただきました異議申し出に対する「答申文」の準備ができましたので、下山会長代理から奈良労働局長の橋口に「答申文」をお渡し願います。下山会長代理、橋口局長ともに、奈良労働局ボードの位置までご移動をお願いします。

**【中村室長】**

それでは、下山会長代理、「答申文」をお渡し願います。

(下山会長代理より橋口局長へ答申文が手渡された)

それでは下山会長代理、橋口局長ともにお席にお戻りください。

**【下山会長代理】**

事務局は、「答申文」の写を委員の皆さんに配付してください。

**【中村室長】**

それでは、「答申文」の写も行き渡ったようですので、奈良労働局長の橋口から謝辞を申し上げます。

**【橋口局長】**

改めまして橋口でございます。

最低賃金審議会の委員の皆様にお礼を申し上げます。

ただ今、異議申出に対しまして、「令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」とのご答申をいただいたところでございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、奈良県最低賃金の改正決定につきまして、ご審議いただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

事務局といたしましては、引き続き最低賃金法第14条の規定による所定の手続を進め、遅滞なく発効できるよう進めてまいります。

改正内容につきましては、しっかりと周知を図るとともに、履行確保につきましても、万全を期してまいりたいというふうに考えております。

併せまして、特に中小企業・小規模事業所の皆様には、「業務改善助成金」などの支援策につきまして、より効果的に周知を行うこと、活用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様方には、引き続き審議会の運営にご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### **【下山会長代理】**

それでは、これもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の異議申出に係る答申を終わります。それから、奈良県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議の申出期間が満了したことに伴い、奈良県最低賃金専門部会は廃止しておりますので申し添えます。

それでは、続きまして、

#### 議題（4）「その他」

ですが、事務局から何かありますか。

#### **【中村室長】**

事務局からは特にございません。

#### **【下山会長代理】**

それでは、議事はすべて終わりましたので、これもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。